平成 21 年 2 月 5 日

各　位

会 社 名　株式会社ジェイテック
代表者名　代表取締役社長　小貝　恭生
（コード　2479　　大証ヘラクレス）
問合せ先　管理本部長 園崎　清高
（TEL　03－5205－3641　）

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年５月12日開催の取締役会において、同年18年６月９日開催した当社第10回定時株主総会に「定款の一部変更の件」に関する議案を付議することを決議していました。今回、当該適時開示を失念していることが発覚したことから本日開示するものです。なお、その後、当該株主総会において定款変更の決議がなされております。

記

１.変更の理由

資本政策及び配当政策の機動性を図るため

２.変更内容

変更前	変更後
（利益配当金） 第 29 条 利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者、および同日の最終の端株原簿に記載または記録された端株主に対して支払うものとする。	（期末配当金） 第 34 条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年３月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。
（新設）	（中間配当金） 第 35 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年９月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第５項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。
（除斥期間） 第 30 条 利益配当金が支払開始日の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。	（配当金の除斥期間） 第 36 条 期末配当金および中間配当金が支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。
（新設）	２　未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

以上